

## 平成25年定例第2回市議会会議録(第4日)

平成25年6月28日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	松藤 典子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田 浩
副市長	高野 道生	福祉事務所長	梅津 俊朗
教育長	藤原 喜雄	環境衛生課長	富重 巧斉
監査委員	平井 常雄	農林水産課長	坂梨 一広
総務部長	吉開 忠文	商工観光課長	吉開 均
市民生活部長	松藤 泰大	上下水道課長	加藤 康志
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾 健一	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
建設都市部長	石橋 慎二	教育部指導室長	藤木 文博
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	契約検査課長	小宮 広喜
消防長	塚本 哲嘉	環境衛生課長補佐 兼環境衛生係長	松尾 和久
総務課長	馬場 洋輝	消防本部総務課長	北嶋 俊治
企画財政課長	坂田 良二	消防本部総務課長補佐	宮本 一久
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山 俊英		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第32号 みやま市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第33号 みやま市子ども・子育て会議条例の制定について
- (3) 議案第34号 みやま市道路線の廃止について
- (4) 議案第35号 みやま市道路線の認定について
- (5) 議案第36号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第1号）

- (6) 議案第37号 みやま市職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- (7) 議案第38号 反訴の提起について
- (8) 議案第39号 工事請負契約の締結について
- (9) 議案第40号 工事請負契約の締結について
- (10) 議案第41号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (11) 議案第42号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第43号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (13) 議案第44号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (14) 議案第45号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第46号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (16) 議案第47号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (17) 議案第48号 平成25年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）
- (18) 陳情第4号 養豚業の悪臭防止対策に関する陳情書
- (19) 閉会中の継続調査の申出について

---

**午前9時30分 開議**

○議長（壇 康夫君）

おはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

**日程第1 議案第32号**

○議長（壇 康夫君）

日程第1．議案第32号 みやま市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

議案第32号 みやま市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月26日、吉開総務部長、塚野秘書広報課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、現行の条例が、市民や市に縁故の深い方で、広く社会文化の進展興隆に貢献し、その功績が特に顕著な者に対して、その榮譽をたたえ、本市の発展につなげていくことが目的で制定されたものでありますが、社会文化の示す範疇が必ずしも明確でないため、今後、より広く社会の各分野における貢献を期待し、市の振興発展に資するため、条例の改正を行うものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第32号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 みやま市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

## 日程第2 議案第33号

○議長（壇 康夫君）

日程第2. 議案第33号 みやま市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

**○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）**

おはようございます。厚生常任委員会委員長報告をいたします。

議案第33号 みやま市子ども・子育て会議条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月24日に、松藤市民生活部長、梅津社会福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法に掲げる事務を処理するとともに、みやま市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する機関として、みやま市子ども・子育て会議を設置する必要があることから、本条例を制定するものとしています。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（壇 康夫君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第33号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 みやま市子ども・子育て会議条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

### 日程第3 議案第34号

○議長（壇 康夫君）

日程第3. 議案第34号 みやま市道路線の廃止についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、よろしくお願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第34号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日に、執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において、石橋建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道を廃止するためのものであります。

対象路線は4路線で、路線番号2205、三反畑3号線は、県道飯江長田線の整備に伴い、通り抜けができなくなる道路を一旦廃止するものであります。

路線番号5206、車地線は、土地改良による道路つけかえのため廃止するものであります。

路線番号7022、濃施中3号線は、市有地の売却により道路として必要がなくなったため、廃止をするものであります。

路線番号7069、陣内白石1号線は、新幹線の整備に伴い、道路の一部が通り抜けができなくなるため、一旦廃止するものであります。

委員会では、現地調査を踏まえて、慎重審議した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第34号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第34号 みやま市道路線の廃止については委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第4 議案第35号

○議長（壇 康夫君）

日程第4. 議案第35号 みやま市道路線の認定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第35号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日に、執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において、石橋建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

対象路線は8路線で、路線番号2205、三反畑3号線は、県道飯江長田線の整備に伴い通り抜けできなくなるため、議案第34号で一旦廃止した道路の起点を変更し、新たに認定するものであります。

路線番号5206、車地1号線、路線番号5215、車地2号線、路線番号5216、車地3号線、路線番号5217、堤ノ下線及び路線番号5218、上線は、土地改良により整備された道路を新たに市道路線として認定するものであります。

路線番号7069、陣内白石1号線は、新幹線整備に伴い通り抜けができなくなるため、議案第34号で一旦廃止した道路の終点を変更し、新たに認定するものであります。

路線番号7179、白石線は、新幹線整備に伴い整備された道路を新たに認定するものであります。

いずれの路線も市道認定により地域住民の公共の福祉を増進できるものと考えます。

委員会では、現地調査を踏まえて、慎重に審議した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第35号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第35号 みやま市道路線の認定については委員長報告のとおり原案可決されました。



## 日程第5 議案第36号

### ○議長（壇 康夫君）

日程第5. 議案第36号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。18番河野一昭君。

### ○18番（河野一昭君）

ページ数は23ページの10款. 教育費、2項1目. 学校管理費、3項1目. 学校管理費の中で、空調設備工事費で小学校が150教室、中学校が60教室で、工事費が420,000千円で国庫補助金は80%と聞いているが、歳入では14款の2項4目で140,000千円補正されているが、5目で総務費国庫補助金224,000千円補正されているが、説明では、地域の元気臨時交付金であり、空調設備工事費との整合性はどうか。

2点目は、工事費が高過ぎるようですが、この執行残が残れば、各校に太陽光発電を設置して節電に取り組んだらどうだろうかということと、3点目は、9月に供用開始ということを知っていますが、上庄小学校、本郷小学校は、平成27年4月には下庄小学校に統合される予定であり、1年半ぐらいでこの費用対効果を鑑みれば使用後はどうされるのか。

4点目は、上庄小学校では夏休み期間中に、7月の末と8月の末、5日間、5日間で10日間の授業が開催されそうでありますので、できれば早目に使用できるようなことはできないでしょうかということ。もう調査は終わっているそうでございます。

以上です。

### ○議長（壇 康夫君）

坂田企画財政課長。

### ○企画財政課長（坂田良二君）

まず、御質問の財源の件について御説明申し上げます。

財源につきましては、予算書の8ページをごらんください。

8ページ、14款2項. 国庫補助金の4目. 教育費国庫補助金というのがございます。140,000千円計上いたしておりますけれども、先ほど御指摘がありました空調設備工事420,000千円についての、これはまず補助金でございます。これが3分の1でございます。420,000千円の3分の1を計算いたしますと140,000千円になるということが、まず第1点でございます。

5目、その下に総務費国庫補助金というのがございます。224,000千円計上いたしており

ますけれども、これが国の緊急経済対策に盛り込まれた分でございます、緊急経済対策で追加された国庫補助事業の補助裏ですね。補助裏の地方負担額の8割が交付見込みでございます、420,000千円から先ほど申し上げました140,000千円を引いて残りの8割、計算いたしますと224,000千円になります。ですから、合わせますと140,000千円と224,000千円で、総事業費の約87%が、今回の事業につきましては約87%が国庫補助金として交付される見込みということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

続いて、江崎教育部長兼教育総務課長。

**○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）**

改めまして、小・中学校の冷暖房工事の概要についてお話をさせていただきます。

事業計画概要でございますが、小学校15校150教室、中学校4校60教室に冷暖房設置をする、機械設備を設置するというところでございます。

機械そのものは5馬力の室外機と教室内部につり下げ式の室内機を置くような形でございますが、これ以外に各小・中学校の受電設備ですね。変圧器、キュービクル変圧器の改造、増設、これが必要になってくるということでございます。あわせまして、電力使用量が大幅に増加するということから、電力の節約というふうなことでのデマンドコントローラーというふうな設備も行うということでございまして、どちらかといいますと、変圧器の改造、増設に伴う費用が大きいという内容でございます。

したがって、工事費の残をほかの用途に振り向けられないかということでございますが、計画で小学校150教室、中学校60教室ということで計画をしておりますが、費用によってはもう少し絞り込まざるを得ないような状況下にある、今のところそういう状況にございます。かなり絞り込まないと変圧器等の費用が大きいということで、できるだけ普通教室を重点的に配置して整備を図っていきたいということでございます。

それから、一応夏季休業の期間に工事を集中したいというふうに考えておりますが、教室内部の整備については、これは何とか整備が可能だというふうに考えておりますが、先ほどの変圧器の関係の設備、機械、電気関係でございますけれども、この業界での商品の――商品といいますか、変圧器等の生産、受注生産、それから、納品、設置に至るまで、夏休み期間中にできるかどうか非常に微妙だというふうな状況にあるそうです。その理由というのは、

ソーラー発電ですね。今、そういう部分での需給関係がちょっとおかしくなっているというふうなことで、今からの工事発注とあわせて、そういう部分での対応がちょっと見えない部分があると、できるだけ9月の2学期の授業には間に合うような形で対応したいというふうに考えておりますが、そこら辺の不安定な要素があるということでございます。

そういうことでございますので、夏休み10日間ということで授業ですね。これは算数の授業で5日間だと思いますけれども（「7月に5日と8月に5日、10日間夏休みにあると聞いております」と呼ぶ者あり）5日間だそうでございます。この期間については、残念ながらこの設置した空調設備の利用というのは間に合わないということで御理解いただきたいと思いますし、工事が授業に関して邪魔にならないようなことでの、そういう配慮はして工程管理に努めたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（壇 康夫君）**

それと、もう1点の統合をした場合の学校をお願いします。

**○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）続**

基本的に、先ほど財政課長のほうから報告しましたように、文科省の補助金3分の1ですね。それと、地域の元気臨時交付金を活用して整備を行うという、この機会を逃しては整備ができないということでございますので、児童・生徒の教育環境を（「いや、ちょっとさ、それはよかばってん、上庄と本郷は……」と呼ぶ者あり）

**○議長（壇 康夫君）**

ちょっと待ってください、教育部長に先に答弁させますので。

**○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）続**

今がチャンスだということで事業整備を行いたいと。それは、児童・生徒の教育環境を整えるということで、どこの学校も一様に対応させていただきたいということでございます。

それから、統合後の学校施設の活用でございますけれども、これは跡地の有効活用という部分で、例えば、公共的な施設というふうなことで活用いただければ、それはそれで重要な有効活用できるということで大丈夫だと思いますし、それ以外についても、何らかの形で今の施設が生きるようなことで有効活用の議論が、地域の施設の利用も含めて議論いただいて、有効に生かしていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

いや、私は、工事費が420,000千円もかかるかなということでお尋ねしているところでございます。

それと、5目では総務費国庫補助金、これはあくまでも地域の元気臨時交付金ということで説明書に書いてありますから、これを空調設備工事に使うのはどうかなというふうな考えでございます。

それと、上庄のと本郷の場合は、もう平成27年の4月からということは1年半しか使われないということで、それはそのまま置いておくのか、またどっかへ持って有効活用されるのかと、それだけをもう一度確認いたします。

○議長（壇 康夫君）

ここで18番、ちょっと確認、先ほどの元気交付金は空調に使うという答弁がされていますけど、いいんですかね。（「はい、それは結構です」と呼ぶ者あり）それを含めて、それでは答弁をお願いします。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

元気交付金の使い方という御指摘でございますけれども、この元気交付金は、もともと追加で補助事業を実施しないと交付されるものではございません。ですから、追加で空調設備工事をやることで初めて交付されるものでございますので、各団体でばらまきといいますか、自動的に一定額が交付されるものではなくて、私どもが空調設備工事を追加して初めて交付される事業でございます。

ただ、一部、この交付金は別の事業にも使えるというものではございますけれども、本市では、この交付金を、そのまま学校の空調設備工事に活用したいということで考えております。

それから、学校跡地の件でございますけれども、今のところ、学校跡地の活用の検討につきましては、本年度内に庁内の組織を立ち上げて検討していきたいと考えております。いろいろ使い道はございましょうけれども、まず庁舎内で基本方針を固めまして、それで地元のニーズ等を聞きながらまとめていきたいと思っております。ですから、この際、設置いたしました空調設備については、決して今後、無駄になるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

18番河野一昭君。

**○18番（河野一昭君）**

これはまた別件になりますけれども、同じ23ページ、2項2目の教育振興費の中で、通級指導教室用備品購入費1,500千円の内訳と、この教室に通学する生徒の判断基準というか、どういう方を入れるのかということと、これはもう絶対保護者の承諾が要ると思いますが、保護者が同意しない場合どうされるのかということと、各学校にはそれぞれ別な学級がありますから、それとの整合性はどうなるのかということをお尋ねいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

大津学校教育課長兼学校再編推進室長。

**○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）**

まず、備品の件でございますが、みやま市で今回初めて通級指導教室を開設することになりました。近隣では、南筑後の教育事務所管内では最後でございます。近くの柳川市、それから八女市、それから久留米市、視察に行きまして、当初、どれぐらいの費用が開設する場合にかかるかということで調査をして、それをもとに予算の計上をさせていただいておりますが、現在、まだ通級指導教室、南小学校に設置をするということで、まだ工事中でございます。来月には開設がきちんとできると思いますが、現在、改善センターを使って仮の教室を開設しております。したがって、まだ備品については、教室が、工事が完成してからの納入ということになりますので、具体的な備品のリストアップを今やっている段階でございます。先進地の例に倣って予算の計上をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

それから、通級に入るお子さんですけれども、それぞれ各学校には、みやま市内、小・中学校合わせまして19校、ほとんどの学校に特別支援教室と特別支援学級がございますが、そこに在籍するお子さんということではなくて、通常は普通教室で勉強をしているお子さんについて、一部分発達障害等があるお子さんについては通級指導教室を、これは、その学校に設置している分ではございません。今回設置する指導教室については、みやま市内のどの学校からも通級して指導を受けられるという性格のものでございまして、普通教室に在籍をしているお子さんが親御さんとともに、保護者と一緒に、週1回とか2回とか、そういった

ペースで特別な指導を受けるという指導教室でございます。

したがいまして、特別支援学級に在籍をしているお子さんとは違いまして、通常学級で日常的には勉強をしているお子さんです。当然親御さんの協力が、理解がないとこういってできません。現在、10人の利用を見込んで設置をしておりますが、今のところ、まだそこまで至っておりませんが、これは親御さんの、保護者の理解がないとどうしてもできません。といいますのは、通級指導教室を利用する場合は、家庭の指導も当然関係してきます。それから、先ほど申し上げましたように、在籍している普通教室の担任の先生との情報交換も必要でございますので、そういったことをあわせて考えますと、ただ、お子さんだけが通級指導教室に来て、その時間帯に指導を受けるということだけでは成果が出ませんので、保護者と同伴のもとで、通級指導教室の先生と保護者、それから通級指導教室の先生と担任の先生、そういった情報の共有というのが非常に重要でありますので、保護者の送迎が基本となります。したがいまして、なかなかこの通級指導教室、利用が非常に困難な部分もありますが、今のところ、そういった状況で親御さんの理解を求めながらやっているということでございます。

それから――以上でよろしいですかね。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

備品購入費の1,500千円というのは、何も積算もなしに1,500千円組んであるのでしょうか。これは、ある程度これこれについて1,500千円の予算ができておるとは思いますが、何もそういう考えないで1,500千円ということはおかしいなということと、今までそれぞれの学級に特別支援学級がありますけど、これはそのまま継続ということでもいいですね。はい。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

先ほど申し上げましたように、特別支援学級と通級教室は性格が違いますので、通級教室を開設したからといって特別支援学級がなくなることはございません。

それから、きちんと備品のリストは持っておりますが、これはもう担任の先生と話をしながら、当面、今、通級をしているお子さんに対して重要な、特に必要なものを重点的にそろ

えていきたいというふうに思っております。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

同じく空調設備の工事費なんですけど、大体1教室90平米から100平米だと思いますけれども、この補正予算見たら1教室2,000千円の計算になるわけですね。それで、さっき教育部長の答弁で、5馬力のエアコンと変圧器と配管工事代、1教室幾らぐらい見てあるのか、その辺をちょっとお伺いいたします。変圧器と5馬力のエアコンですね。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

概算で約2,000千円ということで見込んでおります。それは、変圧器とか電気設備ですね。全体、学校ごとの変圧器等の部分も含めて平均2,000千円ということで見込んでおります。

○議長（壇 康夫君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

部長の答弁では5馬力のエアコンとか、その5馬力が幾らとか、変圧器が幾らとか、そういうのは別々に出ないんですか。

○議長（壇 康夫君）

それでは、暫時ここで休憩いたします。再開はブザーをもってお知らせいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、暫時休憩を閉じて会議を再開してまいります。

江崎教育部長兼教育総務課長、答弁をお願いいたします。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

大変失礼しました。

まず、教室の面積ですが、100平米ではなくて、60平米から70平米前後が今の標準的な面

積でございます。

それから、ざっくり2,000千円ということで申し上げましたが、例えば、設計の、ちょっと今の状況で報告させていただきますと、ある小学校では空調だけで約6,000千円。ところが、電気工事で9,000千円とか、それからまた、ある小学校——これは学校ですね。空調で13,000千円、電気工事で18,000千円、そのように施設の状況で全然違うというふうなことでございます。これが逆転するようなことではなくて、基本、電気工事が大きなウエートを占めているということでございます。この電気工事が改修がない限り、幾ら空調の設備をしたところで使えないというふうなことでございます。先ほど御説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

小・中学校19校かあると思いますので、できるだけ地元の校区の工事店などをぜひ入札に参加していただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

要望でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）答弁よろしいですね。

ほか質疑ございませんか。15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

18ページ、清掃費の最終処分場延命化調査委託料ですけど、最終処分場の残余年数が四、五年になっており、延命化に向けた調査を実施する。調査に5,700千円というのはどういう内訳なのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（壇 康夫君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧斉君）

お答えします。

まず、地質調査、ボーリング等がありまして、これが約二百二、三十万円というところでございます。それから、現在の施設の上に容積を確保するという考え方で調査を進めるわけなんですけれども、それに対する沈下量とか、築堤をどれくらいできるのか、そういった解析調査等に約1,500千円、それから地形測量等に1,300千円、そういったものが内訳となって



おります。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

地質調査とか、ボーリングとかして調査をやるとかという話ですけど、これは最初に最終処分場として使うときにされているんじゃないですか。

それからまた、築堤をするということですけど、築堤の工事をするわけではないから、そんな築堤をするための調査、どういうふうに築堤をつくるかという調査だけでそんなにお金かかるものですかね。ちょっと何か値段が高過ぎるんじゃないかと思うんですけど。

○議長（壇 康夫君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧斉君）

お答えします。

現在、この施設につきましては、15年の計画で平成9年に始めておりますけれども、そのときの容量としましては、面積が約9,000平方メートル、容積が2万7,000立方メートルというところで調査を行っております。この上にさらに築堤をやって延命化を図りたいという考え方でやるわけなので、改めてその上に焼却灰を積んだときに、下の地層がどれだけもてるかとか、それから、最終処分場をつくる場合、防水シートみたいなのを3層で張るわけなんですけれども、そういったやつがもてるのかどうなのか、どれだけの保護対策をしなければならぬのか、そういったものを含めて調査する予定にしております。

それで、根本に戻りまして、なぜ築堤をするのかということになるかと思うんですけども、現在、最終処分の用地の北側に残余地がございます。ただ、この残余地につきましては、今後の最終処分場の用地を新たに別のところで確保するというよりも、現在の施設を少しでも長く活用していくということを考えた上で、なお、今、第2期工事用として確保している用地の検討も進めていかなければならないというふうに考えております。

それで、委託料が高いのではないかというふうなことでございますけれども、先ほど言いましたように、一応産業廃棄物の処理の問題に詳しい福岡大学の松藤教授のほうとお話を進めているわけなんですけれども、県の廃棄物対策課と事前に協議をしながら今やっていると

ころでございます。見積もりについては、福大のほうから今のところいただいているところ  
でございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

もう最後かな。

○議長（壇 康夫君）

3回目です。

○15番（井手敏夫君）続

築堤をして上積みするということですけど、何メートルぐらい上積みして、どれぐらいの  
確保を考えてあるのかと、もう1つは、それによって何年延びるのか。その後は、先ほど言  
われました北のほうにあいている残余を使ってでも、また違う場所を確保するというのはど  
ういうふうな形で進められるのか。

○議長（壇 康夫君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧斉君）

基本は3メートル程度できるのではないかというふうに、事前の、いわゆる現地を見ただ  
けでは担当のほうとしては判断をしているんですけども、先ほど言いましたように、地盤  
の沈下量とか、それから、築堤をするとき、円弧すべりの計算とかなんかあるそうです。そ  
ういった形で、3メートルになるのか2メートルになるのか、それで延命の容量がどれだけ  
確保できるのかというところも含めて、今回、調査をしていただくわけなんですけれども、  
基本的には10年程度は延びるんじゃないかというふうに今のところ考えております。

ただ、これは先ほど言いましたように、2メートルになるのか3メートルになるのか、そ  
れで大きく変わってくるというふうに考えております。

また、先ほど言いました北側の今残っている用地については、ここを設置されたとき、大  
変苦労されてあの用地を確保されております。それで、できるだけあそこの施設で、別のと  
ころに持っていくというのはなかなか難しいと思いますので、あそこの敷地の中で、将来に  
わたって最終処分場として埋め立てる場所として活用できるように、すぐ広げるのではなく

て、今の施設を十分使いながらやっていきたいと。それによって将来、みやま市の焼却灰の最終処分場の心配を少しでも和らげたいというふうに考えて調査をするものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ほか質疑ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

15ページでございますが、3款2項1目、児童福祉総務費、これ補正額が2,840千円という中で、国県支出金が4,384千円、そして一般財源から1,544千円を差し引いてあります。補正額2,840千円の中で、この子ども・子育て支援事業費に充てるのがそれくらい要するという事で、国、県のほうに要望書かあれか出しなされた上で、国、県のほうから支出金として4,384千円が来たんだらうと。それで、余ったものだから、一般財源の1,544千円を差し引いて、補正額2,840千円を計上したと。この表から見るとそうだらうと思うんですが、この1,544千円は、そしたら、どこに行ったのかですね。参考資料を見ても定かでない、よくわからないので、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘の国県支出金の財源の充当でございますけれども、まず、4,384千円と、その下に児童措置費で21,146千円がございます。これを合わせますと25,530千円でございます。これが、ちょっとわかりづらいんですけども、予算書の9ページをごらんいただきたいと思っております。9ページ、県支出金の民生費県補助金、3節の児童福祉費補助金25,530千円というのがございます。安心子ども基金事業費補助金でございます。先ほど歳出でいいますと、歳出に戻っていただきますと、1目の児童福祉総務費と2目の児童措置費、合わせまして25,530千円交付見込みということでございます。それがまず1点でございます。

内容につきましては、子ども・子育て支援事業費の分と、2目の保育士等処遇改善臨時特例事業費、この2つの事業に対して県の補助金が交付されるわけでございますけれども、端的に申し上げまして、保育士等処遇改善臨時特例事業費の分が、ここに書いております21,146千円の事業費と別に、事務費を含めて交付見込みということでございます。21,146千円事業費で充當いたしております分と、一般財源で△で計上してございますけれども、1,544千円、こ

の2つの分を合わせたところが、今回、保育士等処遇改善臨時特例事業費ということで交付見込みということになっております。

この1,544千円がどこに行ったかということでございますけれども、事務費で交付される見込みでございますので、当初予算に計上いたしております職員給に充当させていただく予定にいたしております。ですから、今回は1,544千円は過充当といたしますか、マイナス計上させていただいて、当初分の職員給に充当させていただくということでございます。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、保育士等処遇改善臨時特例事業費分が、ここに書いております21,146千円プラス事務費として1,544千円追加予定で、事務費分をあわせて交付予定ということになっていることでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今、担当職員さんが言いなされるとおり、こういう表を出してもろうたって、全然こちらはわかりません。そいけんが、特別そういう操作をせにゃいかんときは、説明を前もってしていただかんと、きょうもう採決ですもんね。この質疑が終わったらもう採決なんですよ。

そういう中で、この表から見ると、私がさっき言ったように、国、県から余分に金が来て、その分、当初予算72,847千円から1,544千円を差し引いて操作されたというふうにしか私も考えんすたいね。そいけん、この1,544千円がどこさん行ったとかと。そういうのも補正でこういうことをやるならば、ちゃんとこの1,544千円はどうするんだというのを参考資料にでんがびしゃっと書いてもらわんと全くわからんとですよ。専門家のおたくたちもわかりにくいでしょうがと言いよなるごと、こっちはその説明がなか限りは全くわからんと。今聞いただけっちゃまだわかりません。もうちょっと正確に皆さんもわかるように説明をせんと、皆さんわかってあるかどうか知らんですが、ほとんどの方わかってなち思いますよ。もう一回ちょっと、ようっと説明ばしてください。

○議長（壇 康夫君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

説明が悪くて申しわけございません。

国県支出金の15ページをごらんいただきたいと思いますが、15ページ、1目の財源充当いたしております4,384千円、それから、2目の21,146千円でございますね。それと、△の1,544千円、この3つ合わせますと25,530千円になります。これが歳入予算で補正いたしております金額、先ほど申し上げました安心子ども基金事業費補助金25,530千円でございます。

内容でございますけれども、繰り返すようでございますが、保育士等処遇改善臨時特例事業費の県補助金交付見込み額が、ここに書いておりますように、21,146千円プラス1,544千円、あわせて交付見込みでございますので、ですから、事業費以上に交付見込みとなっていると。どうして以上に来るかというのが、事務費を含めて、今回、交付見込みということでございます。ですから、事務費は改めて追加するんじゃなくて、当初予算に計上いたしております職員給に充当させていただいたと。それが1,544千円でございます。事務費の使途を追加せずに、当初分に充てたということで御理解いただきたいと思います。

それから、わかりにくい分につきましては、今後、資料、今回もつけ足していただいておりますけれども、資料により詳しく説明を追加することで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

わかりました。今後、ちょっとそこら辺は、わかりにくいところについては十分お願いしたいと思っております。

もう1つですけれども、一番最後によかとですけれども、ほかの人たちがおんなさらんならですね。

○議長（壇 康夫君）

別件の内容ですか。

○5番（瀬口 健君）続

うん、関連がやや薄い、全く関係のなかやなくて、関連が薄い件でございますけど。

○議長（壇 康夫君）

予算関係で、別件だったらどうぞ。

○5番（瀬口 健君）続

よございますか。

○議長（壇 康夫君）

1回目としてスタートしていいですよ。

○5番（瀬口 健君）続

少し急がにゃいかんものですから、きょう言わせていただきますが、これは松藤部長にいろいろ話を聞いて、ある程度納得はしたわけでございますが、健康診断の件ですけどね。

○議長（壇 康夫君）

予算、何ページか。

○5番（瀬口 健君）続

会合という中でちょっとお願いをしたいんですよ。

○議長（壇 康夫君）

ああ、補正じゃなくてということですか。

○5番（瀬口 健君）続

ええ。

○議長（壇 康夫君）

済みません。補正予算の関係で質疑をお願いします。

○5番（瀬口 健君）続

それで、もう言う場所がなかけんですね、そいけん、きょう今、お許しをいただきよるわけですが。

○議長（壇 康夫君）

それはちょっとこの場は、今、補正予算の内容に限ってしておりますので、そういった関係ない分は。

○5番（瀬口 健君）続

そんなら、一番最後によございますかね。これはもう急がにゃいかんわけですよ。

○議長（壇 康夫君）

いや、今回は予算関係しか提案されていけませんので、それ以外のことは会議が終わってからお願いいたします。

○5番（瀬口 健君）続

そんなら、無理やりこじつけます。

17ページの4款1項2目、予防費、こういう中で、風疹の予防接種とか行っておりますが、健康診断が今あっております。これも一緒ですけどね。その中で、今度の平成25年保存版の中で、70歳以上は無料だということで明記をしてあります。それで、それによって申請をして健康診断を受けに行かれたところ、委託先から三千四、五百円の費用が要りますよという、これは松藤部長と話をさせていただいたわけですけどね。その結果、今回は今までどおりやっていますので、個人個人の方には謝りますと、個人個人の中で謝っていつてあるわけですね。70歳以上の方の対象が、70歳にならんと受けられんと。今年度70歳じゃなくて、70歳にならんと受けられんとという中で、70歳になる方が受診の申請をされて、それが有料できたということについて、平成25年度版文書が間違っているんじゃないかというふうなことで非常に腹立たしいということでございます。

それで、私が言いたいのは、そういう取り決めが庁内でされたんですが、もう4月から始まっていますので、今まで34千円ぐらい、3万幾らか、自分の受診される項目で値段違うと思うんですが、それをされた方が何人いらっしゃるのか。そして、その費用は大体無料ですけども、既に支払ってある方に対してはどうするのか。これは部長じゃなくて、トップのほうからお答えいただかんと、返還をしていただくのか。市民の信頼が非常に薄れておりますので、私も先日、マップの件とかで申しましたが、今回もミスプリントによって健康診断を受けられる方が非常に困っていらっしゃると。3万幾ら、受診料ですたいね、その返還されるのかどうか、トップの考えをちょっとお伺いたしたいと思いますが。7月1日号でこれは謝るとかいう文章を載せるとかいうので、もう7月1日号はもう配ってあつとでしよう、広報。もう区長さんに配ってあるですよ。あした土曜日、あさつてが、まだですかね。

○議長（壇 康夫君）

きょう配布でしょうね。

○5番（瀬口 健君）続

だから、それに載せたつてもう遅かつですよ。そいけん、今まで受けられた方の受診料、もしあるならば、その方の受診料はどうするのかということをお聞きしたいと。もう部長たちは、それは決まったことをやられるわけでございますので。

○議長（壇 康夫君）

それでは、今の5番議員の質疑に対しては、直接補正予算と関係ございませんけど、風疹

予防接種と関連ということで、執行部のほうで1回だけ答弁を許可いたします。高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

御指摘のとおり、こちらのミスによりまして、市民の皆さんに御迷惑をおかけしたことは事実でございます。それを受けまして、私のほうにも直接お電話がございました。従来どおり、こちらのミスなので、ミスですから、ミスに従って責任をとって、その受診料については市で負担すべきだということでございましたので、それについては協議をいたしますということで私自身が答えたところでございます。

ただ、やっぱり公的文書として出した以上は市の責任があるということは、もう効力が発生しているわけでございますので、十分私も責任を感じているところでございますが、今後は、そういうことがないように、校正に当たりましては1人でするんじゃなくて、数人で校正をいたしまして、間違いのないようにしたいということでお話をさせていただいたところでございます。

また、現在、担当の部長、課長含めて、その本人の方については事情説明をいたしましたし、そしてまた、おわびの文章も出しておりますので、今回につきましては、従来どおり、ミスを御理解いただいて、何とかお願いをしたいなと思っているところでございます。

それから、今現在、私が確認したところは、1人の方から、従来どおりミスなんだから、市役所側が責任をとって受診料については負担すべきだと。来年からは有償でやるべきだというような意見を伺っておりますので、しかし、本当に申しわけないんですが、ミスはミスということで、私も出かけていって再度おわびを申し上げたいと思っておりますので、どうか御理解をいただければと思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

本件の質問については、5番議員、これで終了いたします。

ほか。8番近藤新一君。

**○8番（近藤新一君）**

今、5番議員はトップというふうに答弁を求められたと思うんですね。みやま市はトップは副市長ですか。トップは私は市長だと思うんですけども、何か市長は、副市長に答弁させますというふうな発言もなくて、副市長が答弁されましたけれども、トップというのは西原市長ですよ。ちょっとそこら辺が何か時々曖昧な答弁があるので、はっきりさせていただ



きたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、市長のほうから何かコメントがあればお願いいたします。西原市長。

○市長（西原 親君）

これは私聞いていませんから、初めて聞きました。わかりませんので、副市長に答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

まあ、わかります。そうであれば、そういうような手続をとってしていただかんと、あら、高野副市長がいつからトップになったのかなというふうに考えましたので、それはしっかりしていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、高野副市長。

○副市長（高野道生君）

今回の件につきましては、私で判断をできると、解決もできるという考えがございましたので、市長のほうには私のほうからは報告はしておりませんでした。責任を持って対応したいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

これでよろしいですか。

それでは、議案第36号、ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第36号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第36号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第37号

○議長（壇 康夫君）

日程第6. 議案第37号 みやま市職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第37号を提案する前に、本日、追加提案させていただきます議案の概要について御説明を申し上げます。

本日、追加提案させていただきます議案は、議案第37号から第48号までの12件でございます。

まず、議案第37号につきましては、市長、副市長、教育長及び職員給与の減額に関する特例条例の制定についてでございます。

次に、議案第38号につきましては、緊急車両の交通事故に関する反訴の提起についてでございます。

続く議案第39号と第40号につきましては、消防庁舎の建築工事及び電気工事に関する工事請負契約の締結についてでございます。

次に、議案第41号から第48号までの補正予算につきましては、議案第37号で提案いたしております給与の減額に関する補正及び4月の人事異動等に伴う補正についてでございます。

なお、議案第38号以降につきましては、担当者より提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第37号 みやま市職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、

提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、平成25年度の地方公務員給与を本年7月から来年3月までの9カ月間、引き下げることを前提とした改正地方交付税法が本年3月29日に成立し、交付税が減額されることに伴い、市長、副市長、教育長及び職員給与の削減を行うため、条例を制定するものでございます。

具体的には、市長等の三役につきましては給料月額10%、職員につきましては、職務の級に応じて、給料月額の4%から9%及び管理職手当の10%を7月から来年3月まで削減するものでございます。

これにより、市長等の三役で1,998千円の削減、及び職員につきましては給料月額平均6.42%、管理職手当10%の削減により、87,641千円の職員給与費等の削減を行うことといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

議案第37号で、今回、職員給与の臨時特例ということで賃金の削減ということでもありますけれども、これの国からの要望ということでもありますけれども、もうちょっとこれを導入せざるを得なかったような経過含めて、思いがあれば説明をしていただきたいと思いますけれども。

○議長（壇 康夫君）

どなたが。西原市長。

○市長（西原 親君）

この件につきましては、御案内のとおり、国で平均7.8%、国家公務員を7月から来年の3月まで引き下げると。それに倣って地方公務員も引き下げてほしいと。そして、ラスパイレス指数を100に持ってきてほしいというふうなことでございました。それで、何日間にもわたって組合との交渉をいたしました。組合は、あくまでも減額はまかりならんということでございましたけれど、全国的に見ますと、まず福岡県の場合は、福岡県が引き下げたと。そして周りの市町村も引き下げたというような状態になりまして、うちとしましても国の指

示によって、できるだけ国の要請に近づいて引き下げたいということで組合と交渉をいたしたところでございます。私としては、このようなことは二度とあってはならないと。いつも地方主権、地方分権ということを国も言っておるのに、国主導でこれが行われたということは、まことに私は遺憾だと思っておりますが、ただいま説明申しましたように、地方交付税を減額するというものですから、どうしても職員の皆様方に御負担を強いらざるを得なかったというのが事実でございますので、できるだけ緩和するというところで、12月の賞与につきましては減額しないと。これは全部どこでも一緒でございますし、また、時間外手当も減額しないということで納得をしていただきました。

以上が経過でございます。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

大変苦渋の中で、職員の代表者の方と国が行った本当に不当な行為について解決をしていただいたというのは十分理解をするわけであります。本当にお疲れさまでございました。

しかし、今回、この地方交付税の削減というのが、国が行ってきた行為ですね。この行為について、私は本当に憤りを感じているわけであります。地方交付税の本旨が、やはり地方交付税というのは、地域に一定の行政サービスを行うために財源を保障するものということで、これについては地方の固有財産というのがあるというふうに思います。今回、この地方交付税に、地方の人件費の削減ということで、国が地方の職員の賃金まで決めようとするような行為に至った、こういったことをやはり地方は許すことはできないというふうに私自身も思います。市長も全国市長会の中にも参加されて……

○議長（壇 康夫君）

3番議員、発言中で大変恐縮ですけど、質疑を行ってください。

○3番（上津原 博君）続

はい。

市長会の中でも決議も一緒にされているというふうに思いますけれども、これに対する同調するような分について行動か何かお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

これは、福岡県市長会、あるいは九州市長会でも、今後、一切こういうことがないようにということで強く申しておりますので、今回の件につきましても、地方六団体で、今回は東日本大震災によって大変費用がかかるから、それについてが主な理由だと。今度の地方公務員の給料削減は、東日本大震災の復興のための資金だというようなことが大きな柱でございましたので、今後は、地方六団体と十分打ち合わせて、今後、決してこういうことがないようにということで申し合わせたという全国市長会の会長さんの発表がございましたので、みんなぜひ今後はそういうことでやってほしいということで、全国市長会が終わったところでございます。私もそのように、発言はしませんでしたけれど、拍手をして、ぜひともお願いしたいということで申し上げました。

**○議長（壇 康夫君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

大変厳しい状況の中で、こういった全国市長会の中でも歩調を合わせていくということで確認していきたいと思えます。

ここで書いてある中身の確認なんですけど、今回のこの条例については、ここに書いてあるとおり、今年度で終わるといことと、今後、こういったことが仮に国が行って来たら、これについてはもう今後一切応じないというような強い意志を確認したいと思えますけれども。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

国が言ってきたら一切応じないということをここで私が確約はできません。十分努力はいたしますが、どういう条件をまた国が突きつけてくるかわかりませんが、こういうことがないように強く願っておるところでございます。

**○議長（壇 康夫君）**

ほか質疑ございませんか。8番近藤新一君。

**○8番（近藤新一君）**

今回、議案第37号で市の三役さんと職員さんが一緒に提案されております。ここら辺が私は大変苦慮をするわけでありましてけれども、今までは三役と職員は別ではなかったかという

ふうに私は記憶しておりますが、今回は一緒に提案でございますので、ちょっとそういうふうになった経過をお教えいただきたいと思ひます。

○議長（壇 康夫君）

吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

一緒に今回お願いしております案件は、市長等給与条例の特例が条例の改正、それから、教育長は教育長でまた別の条例がございます。それから、我々職員の部分、そういったことで何本か条例があるわけですが、内容を同じくする場合は、何本かの条例をあわせて提案するというには、過去、同じようなことで、例えば、機構改革等に伴う条文の整理とか、そういったことは何本かの条例をあわせて一本の改正として、一つの議案として御審議いただいたほうがかえって内容も比較、わかりやすいということもありまして、今回、このような形をお願いをしているところであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

今、総務部長のほうからわかりやすいということでもございましたけれども、非常にわかりにくい。三役さんの場合は一律10%カットということでもございますけれども、職員さんは等級によってずっと違いがありますので、私は今さらなんでございますけれども、今後は、やはり別々に提案をするのが筋ではないかというふうに思ひますが、答弁をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

内容によりましては、今、御意見の中で検討させてもらいたいと思ひます。

ただ、議案の次のページに、第4条の（給与条例の特例）のところに2級、3級、4級の職員の削減割合を載せておりますので、これを見ていただければ参考になるかと思ひますけれども、かえってわかりにくいという部分がありましたら、今後検討していきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（壇 康夫君）

8 番近藤新一君。

○8 番（近藤新一君）

総務部長、そのように今後していただきたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第37号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

賛成多数です。よって、議案第37号 みやま市職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第38号

○議長（壇 康夫君）

日程第7. 議案第38号 反訴の提起についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第38号 反訴の提起について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、緊急自動車に関係する交通事故に関し、反訴の提起をするものでございます。

平成23年5月25日午前6時50分ごろ、みやま市高田町飯江86番地先の市道を、サイレンを吹鳴し、かつ赤色の警光灯を点灯し、道路交通法第39条に規定する緊急自動車として急病人を医療機関へ搬送していたところ、信号未設置の交差点において交通事故が発生いたしました。

事故発生後、市が加入している自動車共済である財団法人全国自治協会福岡県災害共済支部において示談折衝を行っておりましたが、相手方はこれに応じず、市に対して、本人車両の損害額等の支払いを求める訴えを提起しました。

相手方の訴えに対し、市といたしましては、緊急自動車の損害額158千円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額の支払いを求めるため、反訴の提起をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料として、交通事故概要図を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第38号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第38号 反訴の提起については原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第39号

○議長（壇 康夫君）

日程第8. 議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）（登壇）

議案第39号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、消防新庁舎建築工事を行うもので、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、本年度から着工いたしまして、平成26年度の竣工を予定しております。

工事の概要につきましては、庁舎、RCづくり、これは鉄筋コンクリートでございます。3階建て、延べ床面積2,869.27平方メートル、主訓練棟、RCづくり、4階建て、延べ床面積205.57平方メートル、副訓練棟、RCづくり、3階建て、延べ床面積224.73平方メートルを建設するものでございます。

今回の工事に当たりましては、総合評価方式による条件つき一般競争入札を実施いたしました。その結果、工事請負人が株式会社瀬口組みみやま支店、請負金額は634,200千円でございます。

資料として、工事概要、配置図及び入札結果表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

ちょっとお尋ねしますが、2番と4番の差が5,800千円ありますけれども、この総合評価

点というのは、差といえば0.7の差がありますけれども、5,800千円に対して0.7の差はえらい高いような気がいたしますが、この総合評価の内訳というのは、どういうことを評価されているか。

○議長（壇 康夫君）

吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

総合評価方式につきましては、市営住宅さくら団地のときにも採用して、もう既に御案内のとおりかと思えますけれども、この趣旨は、価格のみの競争ではなくて、価格と品質で総合的にすぐれた業者を落札者とするということで、工事の品質を確保するというで今回やっております。

御質問の事業者の評価の内容はどのような項目について評価しているのかということですが、1つは企業の技術力でございます。中身につきましては、同種工事の施工実績がどれくらいあるか、それから、技術者の雇用はどれくらいかということで企業の技術力を判断いたします。それから、配置予定技術者の技術力、資格の保有している状況はどうか、そういったことを判断いたします。それから、その他の事業といたしましては、ISOの認証の取得とか、配置予定技術者の資格の取得状況、こういったことで技術力を評価いたしております。この評価につきましては、私どもではなくて、県の委員会のほうにお尋ねをして評価していただいているということでございます。

以上でございます。（「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

御案内のとおり、去年の北部九州豪雨以来、非常に工事が立て込んでおります。したがいまして、土木、あるいは建築関係の業者さんも今手持ちの仕事が大変多くて、非常に材料等々もかなり高騰しておるようでございます。工期いっぱいでの納期が非常に困難を極めるというようなことで、それに対しての技術屋さん等も随分足りなくて困っておられるというような現状がございます。

したがいまして、ちょっと関連でございますけれども、本市で4月に市民の皆さんに入居

いただきましたけれども、さくら団地が新しくでき上がったわけですが、その当時も、工事関係、あるいは建築、土木、ほとんどが本市で発注する部分については市長みずから、やはり市内業者さんの業者育成という観点から、特に優先して仕事をしていただくというような心構えでやっていただいておりますので、非常に喜んであるかと思えます。

ですが、先ほど申しますように、そうした災害等々がふえた関係で非常に物が足りない、技術屋が足りないといった現状にあるわけですが、特に今回、この消防庁舎発注に関しても、例えば、鉄筋コンクリート造でというようなことで提案理由説明もございました。このような関係でも随分、例えば、型枠にかかわる専門的な技術屋さんが足りないとか、鉄筋屋さんが足りないんだというような実情が目当たりに出てくるんじゃないかというような危惧をするわけですね。したがって、やはりそのようになれば専門的技術というようなことで、多岐にわたる技術屋求めては、本市以外からもそうした協力をお願いするというような形になるかと思えますので、そうした場合、極力いろいろ資力面での、実際、自分で開業したいという思いからも、できない方たくさんいらっしゃるわけですね。したがって、どうしても近い、そうした自分の求める仕事の会社に勤める方が本市在住の方がいっぱいいらっしゃいます。そうした会社も含めた下請等々も、そうした関係の会社を募集いただくような依頼と申しますか、本市からのお願いをしてまいりたい。材料等々も随分他市郡町村から納入があっただけでございまして、そのことも含めて、ぜひお願いをしたいという要望でございまして、市長、その辺ちょっとお気持ちをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいま牛嶋議員さんおっしゃったように、資材不足とか、あるいは人手不足、大変深刻な状況になりつつあります。したがって、本市だけではできないところもたくさん出てくるんじゃないかと。また今後は、本当に私危惧いたしておりますが、いわゆる職人さんがもう本当に減ってくるんじゃないかと。そうした場合は、こういった大きな建物というのはなかなか地元で難しくなるんじゃないかなという気はいたしておりますが、できるだけ今おっしゃったようなことで、他からも技術的なものは支援をしていただきたいというようなことで、発注先にそういったことも申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「お願いしておきます」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第39号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第39号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第40号

○議長（壇 康夫君）

日程第9．議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）（登壇）

議案第40号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、消防新庁舎電気設備工事を行うもので、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、本年度から着工いたしまして、平成26年度の竣工を予定してお

ります。

工事の概要につきましては、電灯設備、動力設備、避雷設備、受変電設備、発電設備等の電気設備一式でございます。

今回の工事に当たりましては、条件つき一般競争入札を実施いたしました。

その結果、工事請負人が吉田・森田特定建設工事共同企業体、請負金額は191,100千円でございます。

資料として、工事概要、配置図及び入札結果表を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（壇 康夫君）**

これより質疑を行います。質疑はありますか。1番田中信之君。

**○1番（田中信之君）**

基本的なことですけど、今、条件つき一般競争入札と言われたんですけども、この条件つきということをもう少し詳しく。どうしてなのか。入札の参加者は3社しかいなかったわけ。条件ということ、どう……。

**○議長（壇 康夫君）**

小宮契約検査課長。

**○契約検査課長（小宮広喜君）**

御質問でございます条件つきというのは、市内に営業所を置いている業者ということで条件を付しております。

それから、3社であったというのは、今回の工事につきましては、当初の予定価格として2億円弱ですけども、あったので、本来の選定基準からいきますとAクラスという業者さんが対象となります。こちらのAクラスの業者様は6社いらっしゃいます。ただ、金額が大きいものですから、下請負の工事が可能性が高うございます。ということで、30,000千円以上の下請負ができる、そういう資格を持った業者さんが対象となります。そこは6社のうちに3社いらっしゃいました。そうなりますと、3社を対象として入札ということになりますけれども、残りの3社、同じぐらい能力はあられるんですけども、その方たちにもこういう技術の経験といいますか、そういうのをしていただきたいということから、特定の許可を

持つ3社と一般の許可を持つ3社、それぞれがジョイントベンチャーを組んでいただいて、3社の共同企業体を設立いただきまして、この3社に対して指名を行ったということでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

ようわからんやっただけでも、もう皆さん興味ないかしらんけど、後で、じゃあちゃんと聞きに行きますわ。

みやま市の6社は全部一応この中に網羅されたということですね。それは、発注する側が、例えばアドバイスで、あんたそこち組まんですかと、こういうことを言うたわけ。あるいは自発的に組んできたわけ。

それから、30,000千円のところの下請が可能かどうか、そこら辺もちょっとわからんやっただけでも。

○議長（壇 康夫君）

小宮契約検査課長。

○契約検査課長（小宮広喜君）

説明がまずくて本当に申しわけございません。

ジョイントベンチャー、組み合わせにつきましては、一切こちらからどこどこが組みなさいとかいうことは言っておりません。条件としましては、特定の許可を持つ業者様が幹事の、いわゆる親というふうにいいます。一般の許可を持つ業者様3社、これを子ということで、それぞれが相互に自分たちで組み合わせをつくっていただいたという経緯でございます。

それから、30,000千円というのは、済みません。もう例え話で、こういうところするのはまずいんでしょうけれども、例えば、総額1億円の工事をやっているときに、元請業者がそのうちの40,000千円の分を下請に出すといった場合には、元請の業者様は特定建設業という資格を持っていないといけないということになっています。（発言する者あり）はい。その資格を持っているのが3社いたということでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

今回、新消防庁舎の電気設備工事ということでありまして、ここにもいろいろ通信の分とか書いてありますけれども、共同指令台等の関係の中で、共同指令台運用があったときに、今回のこの設備で、ここでもう全部充当できるような環境があるのか。

それと、あと近年、本当にまれに見る災害が起きているという状況の中で、この発電設備というのが自家発電というふうに思いますけれども、あとちょっと、これでは私もまだ聞いていませんけれども、太陽光との関連を含めて、そういった計画があるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（壇 康夫君）**

塚本消防長。

**○消防長（塚本哲嘉君）**

済みません。本件につきましては、総務課長がおりますので、そちらのほうに報告させてよろしいでしょうか。

**○議長（壇 康夫君）**

北嶋消防本部総務課長。

**○消防本部総務課長（北嶋俊治君）**

私のほうから御説明させていただきます。

先ほど御質問がございました共同運用に関しまして、その分と関連があるのかということでございますが、今回、建設いたします消防庁舎が運用開始を平成26年の年度内工期、10月から12月までの間で運用を開始できるのではないかと見込んでおります。その後、運用を消防といたしましては119番通報から出動、あるいは全ての災害に対応できる体制をとる準備をしております。

共同運用に関してでございますが、共同運用の指令センターが運用開始いたしますのは平成28年の4月以降を予定しております。その間の空白の間がございますので、その期間はみやま市の消防本部として全ての災害に対応できる体制を整えたいと思っております。

以上でございます。

済みません。第2点目の御質問……

○議長（壇 康夫君）

発電設備。

○消防本部総務課長（北嶋俊治君） 続

発電設備でございますが、新しい消防庁舎には自家発電装置を準備する予定でございます。災害が発生した折、あるいは停電が発生した折には、そちらの発電設備で必要最低限の電気を賄う予定でございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

太陽光との兼ね合いは。

○消防本部総務課長（北嶋俊治君） 続

済みません。追加で御説明申し上げます。

太陽光発電システムも整備する予定でございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

指令台の共同運用が平成28年ということで、今回、平成26年の12月運用開始を目指しているということでもありますけれども、ここで2年間のタイムラグというところもあるというふうに思います。今の通信の分ですね、みやま市が持っている指令室での通信関係ですが、この新庁舎で設置された分と平成28年度に運用開始の分と、この機種、機器もやっぱり更新というのが発生するんですかね。

○議長（壇 康夫君）

北嶋消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（北嶋俊治君）

先ほどの御質問でございますが、今回の新しい消防庁舎の建設に整備する予定でございます119番を受信する指令システムでございますが、現在、必要最低限、119番通報がかかってくる、例えば地図が自動的に立ち上がると、そういった部分のシステムを予定しております。現在、みやま市消防本部で運用しております指令台と同等の機能を有する設備は準備する予定でございます。その後、共同運用が開始されますと、より高度な機能を有する指令システ



ムを導入する予定でございます。そういったところを具体的に申し上げますと、いわゆるナビシステム、そういった部分が消防車、救急車には整備されまして、災害が発生している地点の地図が自動的に立ち上がると、そこまでの道案内もしてくれると、そういった導入を予定しております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

いいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第40号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第40号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第41号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 議案第41号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第41号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成25年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ102,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,756,580千円といたしております。

今回の補正予算は、国の地方公務員給与削減要請を受けた措置として、特別職と一般職員及び再任用職員の9カ月分の給与の削減を計上いたしております。また、これにあわせて、人事異動等によります職員人件費を計上いたしております。

補正予算の全体的な概要につきましては、今回配付いたしております追加議案書の後ろから4枚目以降になりますけれども、補正予算資料をごらんいただきたいと思います。

資料1ページでございますけれども、特別職の状況の表でございます。10%の減額によるものでございます。

次に、資料2ページ目は、一般会計の状況でございます。合計欄のとおり、給与削減分77,513千円の減額、人事異動等分437千円の追加でございます。

資料3ページが各特別会計と水道事業会計の状況でございます。また、最後になりますけれども、次の資料4ページが合計でございます。

合計欄のとおり、今回の給与削減分によります職員給は、合わせまして87,641千円の減額、また、人事異動等分は17,743千円の減額、合わせまして105,384千円の減額といたしております。

それでは、一般会計補正予算の歳入について戻っていただきまして、御説明を申し上げます。

一般会計補正予算書7ページをお願いいたします。

財源不足を補うために当初予算で計上いたしておりました18款．繰入金、2項1目．財政調整基金繰入金につきまして110,000千円を減額いたしております。

また、19款1項1目．前年度繰越金7,700千円につきましては、一般財源を追加し調整いたしております。

次に、9ページ以降の歳出予算につきましては、給与削減分と人事異動等によります人件費の補正、それから、また各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

なお、人件費の補正の詳細につきましては、予算書36ページからの補正予算給与費明細書

に記載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、議案第41号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第2号）の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第41号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第41号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第42号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第42号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第42号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,893千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,965,705千円といたしております。

歳入予算は、9款1項1目、一般会計繰入金を減額し、また、歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員7名分の給与削減額と人事異動等分を計上いたしております。

以上、議案第42号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第42号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第42号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第43号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第43号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

**○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）**

議案第43号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ314千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ603,928千円といたしております。

歳入予算は、4款1項1目、一般会計事務費繰入金を減額し、また、歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員2名分の給与削減分と人事異動等分による額を調整し、計上いたしております。

以上、議案第43号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（壇 康夫君）**

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第43号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（壇 康夫君）**

起立多数です。よって、議案第43号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第44号

○議長（壇 康夫君）

日程第13. 議案第44号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第44号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から2,067千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,373,480千円といたしております。

歳入予算は、7款1項3目. その他一般会計繰入金を減額いたしております。また歳出予算は、1款1項1目. 一般管理費及び4款2項1目. 包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員18名分の給与削減分と人事異動等分を計上いたしております。

以上、議案第44号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第44号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第44号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第45号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 議案第45号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第45号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ481,454千円といたしております。

歳入予算は、5款1項1目. 一般会計繰入金を減額し、また、歳出予算は、2款1項1目. 下水道建設事業費の職員4名分の人件費につきまして、給与削減分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第45号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第45号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第45号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第46号

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 議案第46号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第46号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54,347千円といたしております。

歳入予算は、5款1項1目. 一般会計繰入金を追加し、また、歳出予算は、1款1項1目. 一般管理費の職員1名分の人件費につきまして、給与削減分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第46号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）



これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第46号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第46号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第47号

○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第47号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第47号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ13,375千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ404,731千円といたしております。

歳入予算は、6款1項1目。一般会計繰入金を減額いたしております。また、歳出予算は、

1 款 1 項 1 目．総務管理費の職員 5 名分の給与削減分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第47号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第47号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第47号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第48号

○議長（壇 康夫君）

日程第17. 議案第48号 平成25年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。加藤上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（加藤康志君）（登壇）

議案第48号 平成25年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の

御説明を申し上げます。

平成25年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算から5,492千円を減少させ、総額を488,369千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項、営業費用の職員10名分の人件費の補正を計上いたしております。一般会計と同様、給与削減及び人事異動分を調整するものでございます。

以上、議案第48号 平成25年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第48号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第48号 平成25年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 陳情第4号

○議長（壇 康夫君）

日程第18. 陳情第4号 養豚業の悪臭防止対策に関する陳情書を議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

**○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）**

陳情第4号 養豚業の悪臭防止対策に関する陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日に執行部当局の案内で現地調査を行い、その後、委員会室において横尾環境経済部長、坂梨農林水産課長、富重環境衛生課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本陳情の趣旨としましては、3年前に高田町昭和開で2業者が養豚業を始められましたが、それ以来、隣接する江浦西行政区及び永治行政区の住民は、西風が吹く日は耐えがたいほどの悪臭に悩まされてきました。住民からの苦情のたび、区長は農林水産課に対処方を要請し、農林水産課はその都度事業者を訪ね、悪臭防止対策を話し合ってきました。

その結果、一方の事業者は工夫と努力により悪臭を許容範囲内におさめることができましたが、もう一方の事業者は依然として悪臭防止の対策が進んでいないようですので、その事業者に対し、真剣かつ積極的に悪臭防止対策に取り組むよう指導していただきたいというものでございます。

委員会では、現地調査を踏まえて慎重に審議した結果、全会一致で本陳情書を採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（壇 康夫君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

陳情第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、陳情第4号 養豚業の悪臭防止対策に関する陳情書については委員長報告のとおり採択されました。

#### 日程第19 閉会中の継続調査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第19. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回みやま市議会定例会を閉会します。

ここで、西原市長から御挨拶があるそうでございます。

**○市長（西原 親君）**

平成25年第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

今定例会は、6月18日から本日までの11日間にわたる会期で開催され、その間、熱心かつ慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本議会におきまして、当初提案いたしました11件の案件に加えまして、人件費の削減にかかわる補正予算を中心としました12件の議案を追加提案させていただいたところでございますが、全ての議案について可決、承認いただき、心より御礼を申し上げます。

今回の補正予算で大きな役割を占めております小・中学校の空調設備工事につきましては、夏休み期間を利用し、迅速な工事の施工に努め、児童・生徒に対し、一日も早く快適な教育環境を提供していきたいと考えております。

また、追加議案でお願いいたしました人件費の削減につきましては、国から地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いられ、また、本来、条例により自主的に決定されるべき給与につきまして、削減の要請が行われたことはあってはならないことだと思っているところですが、公務員給与を取り巻く厳しい状況を判断し、今回の削減になったものでございます。今回の措置が士気の低下を招かないよう、職員との対話を一層深めていきたいと考えているところでございます。

いよいよ梅雨も本番を迎えますが、昨年の災害がありただけに、無事梅雨明けしてくれることを祈っています。うっとうしい毎日が続きますが、議員の皆様には健康に御留意いただき、引き続き市政発展に向け、御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。第2回定例市議会の閉会に当たり、御礼の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

**午前11時48分 閉会**

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会議員 田 中 信 之

みやま市議会議員 野 田 力